

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和元年6月3日(月)
午前9時53分～午前10時48分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名
議長 丹野政喜 副議長 菊地忍
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也
次 長 加藤勤
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和元年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案)について
確認事項
(1) 条例議案の事前説明会について
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について

- ① 議案の取り扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 陳情の取り扱いについて
- (3) 名取市議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例の評価及び検証について

午前9時53分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和元年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の1ページ、1の（1）①をごらん願います。今期定例会に提出のありました市長提出議案20カ件の内容について説明いたします。資料は1ページ及び2ページをごらん願います。

まず、報告事項については、去る2月定例会において審議、可決されました繰越明許費等の繰越額の確定による6カ件の報告です。

次に、専決処分については、条例の一部改正が3カ件、補正予算が1カ件の合わせて4カ件です。

次に、条例議案については、改正条例案7カ件です。

次に、補正予算については、一般会計、介護保険特別会計及び被災市街地復興土地地区画整理事業特別会計に係る3カ件です。

以上が市長提出議案20カ件の内訳です。

なお、今期定例会における議員提出議案はありません。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ、② 一般質問をごらん願います。

一般質問については、5月30日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には10名の議員より、合わせて質問事項26事項、質問要旨74項目の通告が

ありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。

一般質問通告書の1ページをお開き願います。

発言順位1番、菊地 忍議員、2番、小野寺美穂議員、3番、山口 實議員、4番、吉田 良議員、5番、大友康信議員、6番、齋 浩美議員、7番、大沼 宗彦議員、8番、大久保主計議員、9番、菅原和子議員、10番、長南良彦議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの③ 会期にお示ししておりますとおり、6月5日水曜日から6月19日水曜日までの15日間を要する案としております。

これらを踏まえまして④ 日程です。会期日程（案）について御説明いたします。

資料3ページ及び4ページをごらん願います。

令和元年第3回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の6月5日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、報告第1号から報告第6号まで、及び議案第46号から議案第59号までの市長提出議案20カを一括上程しまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第46号から議案第49号までの専決処分の承認に係る議案4カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第51号から議案第54号までの改正条例案4カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第55号の改正条例案1カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第56号の改正条例案1カ件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、報告第1号から報告第6号までに対する質疑を行います。

以上が招集日の内容となります。散会の後、常任委員会を開催します。

6月6日から9日までは休会とするものですが、7日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査等を行います。

6月10日は、一般質問を行います。

6月11日及び12日は、議案調査のため休会とするものです。

6月13日及び14日は、一般質問を行います。

6月15日から18日までは、休会とするものですが、17日月曜日及び18日火曜日は、議案審査等のため常任委員会を開催します。

常任委員会については、17日月曜日は午前に総務消防常任委員会を、午後に建設経済常任委員会を、18日火曜日は午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日の6月19日水曜日は、まず、議案第50号の改正条例案1カ件に対する質疑、討論及び採決を行います。

次に、議案第51号から議案第54号まで、及び議案第56号の改正条例案5カ件に対する討論及び採決を行います。

次に、議案第57号から議案第59号までの補正予算3カ件に対する質疑、討論、採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして6月定例会閉会となる会期日程案です。

令和元年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、令和元年第3回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。6月定例会の会期及び日程（案）については、6月5日から6月19日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第3回名取市議会定例会の会期及び日程（案）については、6月5日から6月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

次に、条例議案の事前説明会について確認を行います。書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の1ページ、下段をごらん願います。

条例議案の事前説明会については、明日6月4日火曜日午前10時より開催します。場所は議員協議会室です。

説明議案については、議案第46号から議案第48号までの条例改正に係る専決処分3カ件と、議案第50号から議案第56号までの改正条例案7カ件の、合わせて10カ件に対する説明になります。

説明員は、各条例を所管する部課長等となります。

○委員長（長南良彦） ただいま、書記をして説明をいたさせましたとおり、条例議案の事前説明会が開催されますので、議案書をお持ちの上、御参集願います。

次に、議案の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 初めに、次第書の2ページ、1の（1）① 審議方法・付託する常任委員会について、議案番号順に御説明をいたします。資料は5ページ及び6ページの議案の取り扱い（案）をごらん願います。

まず、報告第1号から報告第6号までについては、6月5日に審議を行います。審議の方法については、質疑のみとなります。

次に、議案第46号から議案第49号までの専決処分4カ件については、6月5日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略しまして、討論、起立採決を行います。

次に、議案第50号の改正条例案につきましては、6月19日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第51号から議案第54号までの改正条例案については、まず6月5日に質疑及び委員会付託を行います。6月19日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

次に、議案第55号の改正条例案につきましては、6月5日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第56号の改正条例案につきましては、まず6月5日に質疑及び

委員会付託を行います。6月19日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの改正条例案の付託については、議案第51号、議案第53号及び議案第56号を総務消防常任委員会へ、議案第52号及び議案第54号を民生教育常任委員会へ付託するものです。

なお、議案第50号 元号の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、改正条例案であり、委員会付託を例とするものですが、複数の委員会にまたがるまとめ条例のため、6月19日の最終日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

同じく、議案第55号 名取市介護保険条例の一部を改正する条例につきましても、改正条例案であり、委員会付託を例とするものですが、介護保険条例第4条により、介護保険料普通徴収の第1期の納期が6月15日から6月30日までと定められていることから、条例で定める納期を確保するため、6月5日の開会日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、資料は6ページになります。

議案第57号から議案第59号までの補正予算案3カ件につきましては、6月19日の最終日、質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

① 審議方法・付託する常任委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査等に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、総務消防常任委員会を6月17日月曜日の午前に、建設経済常任委員会を同日午後に、民生教育常任委員会を6月18日火曜日の午前に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取り扱い（案）についてです。

委員会における議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合は、その報告を受け、定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取り扱いについて、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。議案の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書の2ページの下段、資料は7ページから10ページまでをごらん願います。

今期定例会には、2カ件の陳情が提出されております。

取り扱いにつきましては、陳情の写しを全議員に配布するとともに、所管する委員会へ送付し、調査を要請するものです。それでは、1件ずつ御説明いたします。

まず、陳情第2号 市道西内館手倉田線の舗装についての陳情です。提出者は、佐藤公生氏外5名です。

次に、陳情第3号 名取変電所操業に伴う様々なリスクから、次世代の子供たちを守るための「東北電力への申し入れ」を求める陳情です。提出者は、名取変電所と健康を考える会 代表 三浦信子氏外1名です。

以上、陳情2カ件の取り扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取り扱いについて、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、陳情の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。陳情2カ件の取り扱いについては、取り扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例の評価及び検証についてを議題といたします。

前回の委員会において、評価・検証シートにより作業を進めること、及び作業を2班体制で行うことを確認し、各班において作業を進めていただきました。

本日の委員会では、議会基本条例の評価・検証案について御協議をいただくとともに、各班から提出いただいた今後の方策案をもとに、議会基本条例実施計画の委員長案を作成いたしましたので、あわせてお示ししたいと考えております。

それでは、① 議会基本条例 評価・検証（案）について、及び② 議会基本条例 実施計画（案）について一括して議題といたします。

書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 次第書3ページをごらん願います。

3の（1） 名取市議会基本条例の評価及び検証について、① 議会基本条例 評価及び検証（案）について御説明いたします。

前回4月19日の議会運営委員会では、取り組み目標ごとに分類した16項目について作成した評価・検証シートにより評価及び検証作業を進めること、また作業効率化の観点から、2班体制で進めることについてご了解いただき、評価及び検証作業を進めていただきました。

本日は、前回の委員会でお示しした案について、各班より提出いただいた修正・追記等の内容をシートごとにご説明いたします。

資料は別紙2-1をごらん願います。

まず、1ページの評価・検証シートの1です。評価項目は積極的な情報公開と市民への説明責任、条例は第7条 情報公開等、及び第12条 傍聴者への資料提供です。

修正の概要としては、議員協議会のインターネット中継、また会議内容・資料等の情報提供について検討すべき、との内容を盛り込んだものになります。また、インターネット中継などの事業の開始日を追記したものです。

次に、修正・追記箇所をご説明いたします。

まず、中段の1. 評価結果の部分です。右側の実績を記す欄に、各事業の開始年月を追記いたしました。

次に、2. 課題等の部分です。「議員協議会のインターネット中継実施、及び市議会ホームページでの会議内容・資料等の情報提供について検討する必要がある。」を追記しております。

また、下段の3. 今後の方策案の左側の欄、最初の項目を「常任委員会（議案審査）・議員協議会のインターネット中継実施」と修正いたしました。同じく、右側の欄には、同じく「インターネット中継の対象に常任委員会議案審査、議員協議会を追加することについて、費用対効果等検討する。また、資料等の市議会ホームページでの公開を検討する。」と修正しております。シート1は以上です。

次に、シート2、評価項目は積極的な情報公開と市民への説明責任、条例は第8条 説明責任、第9条 議会懇談会です。

修正の概要としては、議会懇談会の実績を追記するものです。中段の1. 評価結果の右側の欄です。議会懇談会のこれまでの実施箇所数を追記するとともに、段階評価を3の一部目標達成から4の概ね目標達成に修正しております。次に、2. 課題等の右の欄、上から2つめの項目の括弧書きの部分「懇談相手の公募」を削除しております。シート2は以上です。

次に、シート3、評価項目 市民意思の把握と反映、条例は第9条 議会懇談会、第10条 一般会議、第11条 請願及び陳情の意見陳述、第18条 関係団体等懇談会です。

修正の概要としては、先ほどのシート2と重複しますが、中段の1. 評価結果の右の欄に議会懇談会の開催実績を追記しております。

次に、同じ欄の下部になります。案では、常任委員会による関係団体等懇談会の開催実績はない、としておりましたが、事務局で改めて確認したところ平成24年に関係団体等懇談会の実施要領を策定し、その後数回開催した経過を確認いたしましたので、シート中該当部分を削除いたしました。

また、赤字で記しました「平成24年4月関係団体等懇談会実施要領の策定」を追記し、あわせて、これまでの開催実績についても追記いたしました。

た。段階評価についても、2（一部着手）から3（一部目標達成）に修正しております。

次に、中段の2．課題等の右側の欄、上から4つ目の項目です。実施要領では閉会中に懇談会を実施する場合は、委員会の決定をもって、閉会中の継続調査（審査）申出書を議長に提出し実施することとなっておりますので、案での関係団体懇談会の開催が会期中に限定される旨の記載部分を削除いたしました。

次に、3．今後の方策案の右側の欄ですが、「関係団体等懇談会の積極的な実施」を追加しております。シート3は以上です。

次に、シート4です。

評価項目が審議及び審査の質の向上、条例が第13条 市長等との関係です。

修正箇所は1カ所です。2．課題等の右側の実績の欄、上から2つめの項目中「少ない」を削除し、「反問権の行使は過去2回である。」と修正しております。シート4は以上です。

次に、シート5です。

評価項目は審議及び審査の質の向上、条例は第10条 一般会議、第14条 政策等の形成過程の説明、第15条 資料の提出、第16条 議決事件の拡大です。

修正の概要としては、会議での資料送付について、現状は紙ベースのみであるが、今後デジタルデータによる資料配付を検討すべきとの点と、議決事件について今後具体的な検討が必要であり、特に各種基本計画やネーミングライツについて検討するといった内容です。

修正箇所については、中段の1．評価結果の右側、実績の欄ですが、上から3つめの項目を「事前の資料送付は概ね遵守されているが、現在は紙ベースの資料となっている。」としております。

次に、2．課題等の右側の欄の上から3つめの項目です。「資料の事前配付は、概ね良好に実施されているが、より詳細な内容把握や分析のため、デジタルデータでの資料配付を検討する必要がある。」と修正しております。

次の項目については、「議決事件の拡大は具体的に未着手であるが、各種

基本計画やネーミングライツについて今後検討が必要。」と修正しております。

次に、シートの下段、3. 今後の方策案の右側の欄、下の項目ですが、「議決項目の見直しについて議会運営委員会で協議・対応する。」と修正しております。シート5は以上です。

次に、シート6です。

評価項目は審議及び審査の質の向上、条例は第17条 委員会の活動、第18条 関係団体等懇談会です。

修正の概要としては、先ほどのシート3と重複しますが、関係団体等懇談会について修正・追記しております。シート6は以上です。

次に、シート7からシート10までについては、修正箇所はありません。

次に、シート11です。

評価項目は規律の遵守と公平性・透明性の確保、条例は第24条 議員定数及び議員報酬です。

修正の概要ですが、1. 評価結果の右側、実績の欄に平成23年6月に名取市議会議員定数条例を改正し定数を21人とした内容を追記し、段階評価を1（未着手）から2（一部着手）に修正したものです。シート11は以上です。

次に、シート12です。

評価項目は議会活動・議員活動原則の遵守、条例は第2条 議会の活動原則、第5条 議員の活動原則です。

修正の概要としては、1. 評価結果の段階評価を4（概ね目標達成）から3（一部目標達成）に、2. 課題等の段階評価をウ（継続／現状維持）からイ（改善・拡充）に修正となっております。シートNO12は以上です。

次に、シート13及びシート14は、修正箇所はありません。

次に、シート15です。

評価項目は政策立案機能の強化、条例は第22条 議会図書室の充実強化です。

修正の概要としては、議会図書室の充実のため、各種データベースの導入検討と、名取市図書館との連携について修正・追記したものです。

修正箇所は2. 課題等の右側、赤字で記載した上から4つめ及び5つめの項

目を追加しております。「各種データベースの導入と利用形態を検討すべき。」「名取市図書館と連携し、定期的な司書の派遣やレファレンスの活用を検討すべき。」としております。

次に、下段の3. 今後の方策案です。左側の欄の2つめの項目を「市民利活用のための環境整備」に修正し、また右側の欄では、上から2つ目と3つ目の項目の内容を整理し「広く市民が利用することを想定し、蔵書の充実、閲覧環境の整備を図る。」に修正しております。シート15は以上です。

次に、シート16は、修正箇所はありません。

議会基本条例評価・検証（案）について説明は以上です。

引き続き、② 議会基本条例 実施計画（案）について御説明いたします。資料は別紙2-2をごらん願います。

今回の議会基本条例の評価及び検証につきましては、評価及び検証結果を受けて、本市議会として今後取り組むべき項目を選定し、その項目と実施すべき時期を示す「実施計画」を策定することとしております。

なお、今回策定する実施計画の対象期間は、評価・検証作業完了後から2022年1月までとすることについて、前回委員会で確認したところです。

本日は、各班から提出いただいた評価・検証シートの今後の方策案から、本市議会がこれから対応または着手すべき事項を選定し、その実施時期を示した委員長案について御協議いただきたいと思います。

委員長案についてご説明いたします。

最初に、資料の上段の欄、左から3つ目の項目「今後の方策」について、前回委員会でお示しした内容から2カ所修正した部分を赤字で記載しております。これは、先ほどご説明いたしました評価・検証シートで修正があった部分にあわせて修正したものです。

次に、表中の矢印でお示ししたのが、今回選定した実施項目の実施時期、その矢印の下に記載の項目が、その時期に取り組むべき内容になります。

資料の上から説明いたします。

一番上の項目になります。取組目標「積極的な情報公開と市民への説明責任」の今後の方策の一番上の項目、「常任委員会（議案審査）・議員協議会のインターネット中継実施」について、「インターネット中継の対象拡大及

び資料等のHP公開の検討（常任委員会・議員協議会）」を実施項目に選定いたしました。なお、実施期間は前期2020年2月から2022年1月までとしております。

次に、同じ取組目標「積極的な情報公開と市民への説明責任」の今後の方策の上から2番目の項目、「傍聴者用議案関係資料等の提供」について、「閲覧用議案関係資料設置検討」を実施項目に選定いたしました。なお、実施期間は前期2020年2月から2022年1月までとしております。

次に、中段になります。取組目標「審議及び審査の質の向上」の今後の方策の上から4つめ、「議決項目の見直し」について、「議決項目の追加検討」を実施項目に選定しております。なお、実施期間は2019年10月から前期終了の2022年1月までとしております。

次に、取組目標「規律の遵守と公平性・透明性の確保」の今後の方策の上から5つめ、「政治倫理条例研修の実施」について、「政治倫理条例研修の検討・実施」を実施項目に選定しております。なお、実施期間は2020年2月から2020年7月までとしております。

次に、下段になります。取組目標「政策立案機能の強化」の今後の方策の上から4つめ、「議会図書室の蔵書充実・整理」について、「蔵書整理と追加購入図書等の検討」を実施項目に選定しております。なお、実施期間は2019年10月から前期終了の2022年1月までとしております。

次に、その下になります。同じく取組目標「政策立案機能の強化」の今後の方策の上から5つめ、「市民利活用のための環境整備」について、「図書室の環境整備検討」を実施項目に選定しております。なお、実施期間は2019年10月から前期終了の2022年1月までとしております。

次に、一番下になります。取組目標「検証・評価と改善に向けた見直し」の今後の方策の2つめ、「議会基本条例の検証と評価」について、「検証評価結果の公表」を実施項目に選定しております。なお、実施期間は2019年10月から2020年1月までとしております。

② 議会基本条例 実施計画（案）について、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま説明をいたさせましたが、委員各位より御意見及び確認したい事項等がありましたら、お伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

*休憩中の要旨

- ・議会基本条例 評価及び検証（案）及び議会基本条例実施計画について、原案のとおりとすることとした。
-

午前10時47分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

お諮りいたします。

名取市議会基本条例の評価及び検証につきましては、原案のとおり進めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会基本条例の評価及び検証についてはそのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時48分 散会

令和元年6月3日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦